

社会福祉への貢献に 厚生労働大臣表彰

長年にわたる市の社会福祉推進への功績が認められ、次の7人、2団体のみなさんが厚生労働大臣から表彰され、1月26日、市役所で伝達式を行いました。おめでとうございます。

問い合わせ▶福祉総務課 ☎(888)5657

〔社会福祉功労〕

民生委員・児童委員

佐々木晋太郎さん ▶後藤慎隆さん

共同募金運動奉仕者▶野口良孝さん

社会福祉事業従事者

伊藤良之さん

(柳田新生寮寮長)

佐藤明紀さん

(柳田新生寮介護支援課長)

小林智さん

(柳田新生寮介護支援員)

斎藤八重子さん

(秋田聖徳会養護老人ホーム園長補佐兼主任支援員)

〔ボランティア功労〕

ひまわりの会

特別養護老人ホームでの清拭布の裁断作業を、長年にわたり行っています。

ひまわり

秋田県点字図書館を拠点とし、点訳作業を長年にわたり行っています。



表彰状の伝達式に出席されたみなさん

郵便局ネットワークを 活用した連携を約束

包括的連携に関する協定締結式



1月28日の協定締結式で、穂積市長(中央)の左が古屋正昭 東北支社長。その他、二階堂明浩 秋田中央郵便局長(左から2人目)、岡部正彦 秋田牛島東郵便局長(左端)、東北支社経営管理部の尾形信寛 地方創生担当部長(右から2人目)、浅野不二男 地方創生担当専門役(右端)。市長の右は近藤企画財政部長

1月28日、市と日本郵便(株)は、「包括的連携に関する協定」を締結しました。この協定では、郵便局ネットワークの活用を通じて、地域の活性化および住民サービスの向上などを図ることを目的に、多岐にわたる取り組みで、互いに連携していくことを定めています。

問い合わせ▶企画調整課 ☎(888)5462

協定のおもな内容

- ▼安心・安全な暮らしの実現
- ▼地域経済活性化
- ▼未来を担う子どもの育成
- ▼女性の活躍推進
- ▼地方創生、住民の利便性向上 など

環境学習のための 発電実験セットを 寄贈していただきました

(株)山二から、太陽光や水素といった再生可能エネルギーの発電実験セット(燃料電池実験セット、燃料電池自動車の模型など)を寄贈していただきました。

寄贈品は、市が小学校などで行っている環境学習講座で活用させていただきます。ありがとうございます。

問い合わせ▶環境総務課

☎(888)5705

*このたびの寄贈は、(株)山二から「あきぎん」CSR私募債により資金調達する際の手数料の一部を、市の環境保全分野の普及啓発に役立ててほしいと、(株)秋田銀行を通じて申し出があったものです。



2月3日の受納式。(株)山二の西村幸彦 代表取締役社長(右)と穂積市長。下の写真が発電実験セット

市役所への来庁は不要です！

スマホとマイナンバーカードで 転出届がらせちゃいます

■お手元に、マイナンバーカード(署名用電子証明書が搭載されたもの)とスマートフォンをご用意ください。

- ① スマホで、秋田市ホームページの「広報ID検索」タブ(下の画像)で広報ID番号



- ② 画面の指示に従い、スマホにマイナンバーカードを読み取るアプリをインストールする

- ③ 転出届の項目を入力後、署名用電子証明書の暗証番号(6〜16桁)を入力する

- ④ スマホでマイナンバーカードを読み取り電子署名し、入力内容を確認し送信する
- ⑤ 市から手続き完了のメールが届くと、引越先市の市区町村窓口での転入が可能になります

*転出先での転入手続きの際は、マイナンバーカードをお持ちください。

◆ご不明な点は、市民課へお問い合わせください。☎(0000)5626



とっくでも便利! マイナンバーカード

マイナンバーカードの申請はお済みですか?

マイナポイント
申込期限が
9月末に延長

マイナンバーカードの取得促進のため、申請がまだのたに、マイナンバーカードの作成などを行う「地方公共団体情報システム機構」から、交付



申請書が送付されています。記載内容をご覧の上、ぜひこの機会にマイナンバーカードの申請をお願いします。

◆市役所1階市民課で
マイナンバーカードの
申請サポートを実施中!

受付日時▼平日の午前8時30分〜午後5時15分と、第2・第4土曜と翌日曜の午前8時30分〜午後4時30分

問い合わせ▼市民課
☎(0000)5626



↑こちらからも

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

問い合わせ▼コールセンター
☎0120-95-0178

3月以降発行する
国保の保険証などに
2桁の枝番が付きま



3月開始予定の「オンライン資格確認」が全国的に導入されることにより、3月1日以降に秋田市の国民健康保険が発行する保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の記載事項を一部変更します。

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは保険証の番号などにより、医療機関などがオンラインで資格情報の確認ができるものです。

これに伴い、保険証などの番号を個人単位化する必要があることから、3月以降、新規および再発行される保険証などの番号に2桁の枝番が印字されます。

*3月1日以前に発行された保険証などは従来どおり使用できます。更新の必要はありません。

問い合わせ▼国保年金課
☎(0000)5630